

第三十八回国会 建設委員会 議 録 第十一号

昭和三十六年三月九日(木曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 加藤 高藏君

理事 薩摩 雄次君 理事 松澤 雄藏君

理事 石川 次夫君 理事 山中 露史君

逢澤 寛君 綾部健太郎君

大沢 雄一君 金丸 信君

齋藤 邦吉君 徳安 實藏君

二階堂 進君 廣瀬 正雄君

松田 鐵藏君 岡本 隆一君

栗林 三郎君 實川 清之君

日野 吉夫君 三鍋 義三君

三宅 正一君 田中幾三郎君

出席國務大臣

建設大臣 中村 梅吉君

出席政府委員

建設事務官 鬼丸 勝之君

(大臣官房長) 建設事務官(大臣官房參事官) 高田 賢造君

委員外の出席者

(石原建設株式會社社長) 石原 四郎君

(建設工業株式會社社長) 辻 熊次郎君

(建設工業株式會社社長) 中村 重喜君

(大和建設株式會社社長) 山口 乾治君

専門員

三月九日

委員田中幾三郎君辭任につき、その補欠として春日一幸君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員春日一幸君辭任につき、その補欠として田中幾太郎君が議長の指名で委員に選任された。

三月六日

群馬県少林地帯の地すべり防止に關する請願(栗原俊夫君紹介)(第一〇七五号)

県道相馬市、福島市及び猪苗代町間の国道編入に關する請願(齋藤邦吉君紹介)(第一〇九〇号)

鳥取県内国道改修促進に關する請願(赤澤正道君紹介)(第一一四五号)

県道津山倉吉線及び倉吉羽合線の国道編入に關する請願(赤澤正道君紹介)(第一一四六号)

二級国道津山米子線中国山脈四十曲り峠の改修に關する請願(赤澤正道君紹介)(第一一四七号)

国道四号線福島県安積町地内等の整備促進に關する請願(伊藤義典君紹介)(第一一四八号)

南日本国道建設促進に關する請願(生田宏一君紹介)(第一一四九号)

姫路、津山、米子及び松江間道路の一級国道編入に關する請願(赤澤正道君紹介)(第一一五〇号)

離島主要道路の二級国道編入に關する請願(中馬辰猪君紹介)(第一二二六号)

同日

委員春日一幸君辭任につき、その補欠として田中幾太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員春日一幸君辭任につき、その補欠として田中幾太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員春日一幸君辭任につき、その補欠として田中幾太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員春日一幸君辭任につき、その補欠として田中幾太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員春日一幸君辭任につき、その補欠として田中幾太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員春日一幸君辭任につき、その補欠として田中幾太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員春日一幸君辭任につき、その補欠として田中幾太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員春日一幸君辭任につき、その補欠として田中幾太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員春日一幸君辭任につき、その補欠として田中幾太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員春日一幸君辭任につき、その補欠として田中幾太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員春日一幸君辭任につき、その補欠として田中幾太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員春日一幸君辭任につき、その補欠として田中幾太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員春日一幸君辭任につき、その補欠として田中幾太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員春日一幸君辭任につき、その補欠として田中幾太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員春日一幸君辭任につき、その補欠として田中幾太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員春日一幸君辭任につき、その補欠として田中幾太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員春日一幸君辭任につき、その補欠として田中幾太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員春日一幸君辭任につき、その補欠として田中幾太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員春日一幸君辭任につき、その補欠として田中幾太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

本日の會議に付した案件

防災建築街区造成法案(内閣提出第一三六号)

建設法の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)

〇加藤委員長 これより會議を開きます。

去る三日付託になりました防災建築街区造成法案を議題とし、審査に入ります。

〇加藤委員長 これより會議を開きます。

去る三日付託になりました防災建築街区造成法案を議題とし、審査に入ります。

〇加藤委員長 これより會議を開きます。

去る三日付託になりました防災建築街区造成法案を議題とし、審査に入ります。

〇加藤委員長 これより會議を開きます。

去る三日付託になりました防災建築街区造成法案を議題とし、審査に入ります。

〇加藤委員長 これより會議を開きます。

去る三日付託になりました防災建築街区造成法案を議題とし、審査に入ります。

〇加藤委員長 これより會議を開きます。

去る三日付託になりました防災建築街区造成法案を議題とし、審査に入ります。

〇加藤委員長 これより會議を開きます。

去る三日付託になりました防災建築街区造成法案を議題とし、審査に入ります。

〇加藤委員長 これより會議を開きます。

去る三日付託になりました防災建築街区造成法案を議題とし、審査に入ります。

〇加藤委員長 これより會議を開きます。

去る三日付託になりました防災建築街区造成法案を議題とし、審査に入ります。

〇加藤委員長 これより會議を開きます。

去る三日付託になりました防災建築街区造成法案を議題とし、審査に入ります。

〇加藤委員長 これより會議を開きます。

去る三日付託になりました防災建築街区造成法案を議題とし、審査に入ります。

〇加藤委員長 これより會議を開きます。

去る三日付託になりました防災建築街区造成法案を議題とし、審査に入ります。

〇加藤委員長 これより會議を開きます。

去る三日付託になりました防災建築街区造成法案を議題とし、審査に入ります。

〇加藤委員長 これより會議を開きます。

去る三日付託になりました防災建築街区造成法案を議題とし、審査に入ります。

〇加藤委員長 これより會議を開きます。

去る三日付託になりました防災建築街区造成法案を議題とし、審査に入ります。

〇加藤委員長 これより會議を開きます。

去る三日付託になりました防災建築街区造成法案を議題とし、審査に入ります。

〇加藤委員長 これより會議を開きます。

去る三日付託になりました防災建築街区造成法案を議題とし、審査に入ります。

〇加藤委員長 これより會議を開きます。

去る三日付託になりました防災建築街区造成法案を議題とし、審査に入ります。

第十四条・第五十五条

第四章 国及び地方公共団体の援助

(第五十六条・第五十九条)

第五章 雑則(第六十条・第六十一条)

第六章 罰則(第六十二条・第六十七條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、防災建築街区の整備に必要事項を規定することにより、都市における災害の防止を図り、あわせて土地の合理的利用の増進及び環境の整備改善に資し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 災害 又は津波、高潮若しくは出水による災害をいう。

二 防災建築物 災害の防止上有効な性能を有する建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物(以下「耐火建築物」という。)及びその附帯施設で政令で定めるものをいう。

三 防災建築街区 次条第一項の規定により指定された街区をいう。

四 借地権 建物の所有を目的とする地上権及び賃借権をいう。ただし、臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。

五 借家権 建物の賃借権をいう。ただし、一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。

(防災建築街区)

第三条 建設大臣は、関係市町村の申出に基づき、建築基準法第三十九條第一項の災害危険区域内で都市計画法(大正八年法律第三十六号)第二条に規定する都市計画区域内にある土地又は建築基準法第六十條第一項の防火地域内にある土地について、防災建築物及びその敷地を整備すべき街区を防災建築街区として指定することができる。この場合においては、あらかじめ、自治大臣と協議しなければならない。

2 防災建築街区は、都市の重要地帯において、災害を効果的に防止することを考慮して、系統的に配置されるように、指定しなければならない。

3 建設大臣は、第一項の規定により防災建築街区を指定したときは、遅滞なく、これを官報で告示しなければならない。

第二章 防災建築街区造成組合

第一節 通則

(目的)

第一条 通則

第二条 通則

第三条 通則

第四条 通則

第五条 通則

第六条 通則

第七条 通則

第八条 通則

第九条 通則

第十条 通則

第十一条 通則

第十二条 通則

第十三条 通則

第十四条 通則

第十五条 通則

第十六条 通則

四 借地権 建物の所有を目的とする地上権及び賃借権をいう。ただし、臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。

五 借家権 建物の賃借権をいう。ただし、一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。

(防災建築街区)

第三条 建設大臣は、関係市町村の申出に基づき、建築基準法第三十九條第一項の災害危険区域内で都市計画法(大正八年法律第三十六号)第二条に規定する都市計画区域内にある土地又は建築基準法第六十條第一項の防火地域内にある土地について、防災建築物及びその敷地を整備すべき街区を防災建築街区として指定することができる。この場合においては、あらかじめ、自治大臣と協議しなければならない。

2 防災建築街区は、都市の重要地帯において、災害を効果的に防止することを考慮して、系統的に配置されるように、指定しなければならない。

3 建設大臣は、第一項の規定により防災建築街区を指定したときは、遅滞なく、これを官報で告示しなければならない。

第二章 防災建築街区造成組合

第一節 通則

(目的)

第一条 通則

第二条 通則

第三条 通則

第四条 通則

第五条 通則

第六条 通則

第七条 通則

第八条 通則

第九条 通則

第十条 通則

第十一条 通則

第十二条 通則

第十三条 通則

第十四条 通則

第十五条 通則

第十六条 通則

第十七条 通則

第十八条 通則

第十九条 通則

第二十条 通則

第二十一条 通則

第二十二条 通則

第二十三条 通則

第二十四条 通則

第二十五条 通則

第二十六条 通則

第二十七条 通則

第二十八条 通則

第二十九条 通則

第三十条 通則

第四条 防災建築街区造成組合（以下「組合」という。）は、防災建築街区において防災建築物を建築しようとする者の共同の利益となる事業を行なうことにより、防災建築街区における適正な防災建築物の建築を促進し、土地の合理的利用と環境の整備改善を図ることを目的とする。

（人格）
第五条 組合は、法人とする。

（名称）
第六条 組合は、その名称中に「防災建築街区造成組合」という文字を用いなければならない。

2 組合でない者は、防災建築街区造成組合という名称を用いてはならない。

（登記）
第七条 組合は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならぬ事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

（民法の準用）

第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条第一項及び第五十条の規定は、組合について準用する。

（事業の範囲）
第二節 事業

第九条 組合は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる事業の全部又は一部を行なうものとする。
一 防災建築物の敷地、位置、構造、形態、意匠又は建築設備（建築基準法第二条第三号に規定す

る建築設備という。）に関する基準を作成し、その他防災建築物の建築に関し組合員に対し助言し、又は指導すること。

二 組合員の委託を受けて、防災建築物の建築及びその敷地の整備に関し組合員が行なうべき事務を処理すること。

三 組合員のために、防災建築物の建築及びその敷地の整備に要する資金の借入れをあっせんし、又はその借入れについての保証をあっせんすること。

四 組合員の共同の利便に供する施設を建設すること。

五 前各号の事業に附帯する事業
2 組合は、前項に掲げる事業のほか、必要があるときは、防災建築物の敷地の取得及び整備、防災建築物の建築並びに防災建築物及びその敷地の組合員に対する譲渡その他組合の目的を達成するため必要な事業を行なうことができる。

（資格）
第三節 組合員
第十条 組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において土地の所有権又は借地権を有する者及び定款で定めるその他の者とする。

（出資及び組合員の責任）
第十一条 組合は、定款で定めるところにより、組合員に出資させることができる。

2 組合員は、出資の払込みについて、相殺をもって組合に対抗することができない。

3 組合財産によって組合の債務を完済することができないときは、組合に出資した各組合員は、その

出資額に應ずる割合により、これを弁済する責に任ずる。この場合においては、民法第六百七十五条の規定を準用する。

（議決権及び選挙権）
第十二条 組合員は、定款に別段の定めがある場合を除き、各一個の議決権及び役員選挙権を有する。

（経費）
第十三条 組合は、定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもって組合に対抗することができない。

（過怠金）
第十四条 組合は、定款で定めるところにより、出資の払込み、経費の支払その他組合に対する義務を怠った組合員に対して、過怠金を課することができる。

（法定脱退）
第十五条 組合員は、次に掲げる理由によって脱退する。
一 組合員たる資格の喪失
二 死亡又は解散
三 除名

2 除名は、次に掲げる組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合において、組合は、その総会の会日の七日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、その者又は代理人が総会において弁明する機会を与えなければならない。

一 出資の払込み、経費の支払その他組合に対する義務を怠った組合員
二 その他定款で定める理由に該

当する組合員
3 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもってその組合員に対抗することができない。

（組合員の地位の承継）
第十六条 前条第一項第一号又は第二号の規定により組合員が脱退したときは、当該組合員の第十条に規定する権利を承継した者は、定款で定めるところにより、当該組合員の地位を承継することができる。

（発起人）
第十七条 組合を設立するには、その組合員にならうとする五人以上の者が発起人とならなければならない。

（創立総会）
第十八条 発起人は、定款、事業計画及び収支予算を作成し、定款並びに事業計画及び収支予算の概要を会議の日時、場所及び議題とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の公告は、会日の少なくとも二週間前までに、組合員たる資格を有する者のすべての者に対して周知させることができるように行なわなければならない。

3 発起人が作成した定款、事業計画及び収支予算の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項の定款、事業計画又は収支予算を修正することができる。ただし、地区及び組合員たる資格に関する定款

の規定については、この限りでない。
5 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その出席者の三分の二以上で決する。

6 第十二条、第四十一条第三項及び第四項並びに商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百三十九条第三項及び第五項、第二百四十二条第二項、第二百四十三条、第二百四十四条、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条並びに第二百五十三条の規定は、創立総会について準用する。この場合において、同法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「防災建築街区造成法第十八条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七条第一項中「第二百四十三条」とあるのは「防災建築街区造成法第十八条第五項」と読み替へるものとする。

（設立の認可）
第十九条 発起人は、創立総会の終了後、遅滞なく、申請書に定款、事業計画及び収支予算並びに建設省令で定める事項を記載した書面を添附し、市町村長を経由して、建設大臣に設立の認可を申請しなければならない。

2 市町村長は、前項の書類の提出があったときは、すみやかに、その意見をつけて、これを建設大臣

に送付しなければならない。

3 建設大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする組合が次の各号に適合していないと認めるときは、同項の認可をしてはならない。

一 設立の手続並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。

二 組合又は組合員が建築しようとする建築物及びその敷地が、当該防災建築街区における災害を効果的に防止するものであり、かつ、土地の合理的利用及び環境の整備改善を図ることを考慮したものであること。

三 事業を行なうため必要な経済的基礎その他その目的を達成するため必要な能力が充分であること。

(認可又は不認可の通知)

第二十條 建設大臣は、前条第一項の認可の申請があつたときは遅滞なく、認可又は不認可の処分をし、その旨を当該発起人に通知しなければならない。

2 建設大臣は、前項の規定により不認可の通知するとき、この理由をあわせて通知しなければならない。

(事務の引渡し)

第二十一條 発起人は、設立の認可があつたときは、遅滞なく、その事務を理事に引き渡さなければならない。

(成立の時期)

第二十二條 組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

(商法の準用)

第二十三條 商法第四百二十八條の規定は、組合の設立について準用する。この場合において、同条第一項中「二年」とあるのは、「六月」と読み替へるものとする。

第五節 管理

第二十四條 組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的
二 名称
三 事業
四 地区
五 事務所の所在地

六 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する事項
七 経費の分担に関する事項
八 役員に関する事項
九 総会に関する事項
十 経理に関する事項
十一 事業年度

十二 公告の方法

2 組合の定款には、前項に掲げる事項のほか、組合の存立時期又は解散の原因となる事実を定めるときは、その時期又は原因となる事実を記載しなければならない。

(規約)

第二十五條 組合の業務の執行について必要な事項は、定款で定めなければならないものを除き、規約で定めることができる。

(役員)

第二十六條 組合に、役員として理事三人以上及び監事一人以上を置く。

2 役員は、組合員又は組合員であ

る法人の役員でなければならない。ただし、設立当時の役員は、組合員とならうとする者又は組合員とならうとする法人の役員でなければならない。

3 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

(役員の変更の届出)

第二十七條 組合は、役員に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

(役員の任期)

第二十八條 役員の任期は、二年以内において、定款で定める期間とする。

2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は一年をこえてはならない。

2 役員は、再任されることができ

る。

(役員の責任)

第二十九條 役員がその任務を怠つたときは、その役員は、組合に対して連帯して損害賠償の責に任ずる。

2 役員がその職務を行なうにつき

悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

(役員の兼職禁止)

第三十條 監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

(代表権の制限)

第三十一條 組合と理事との利益が相反する事項については、理事は、

代表権を有しない。この場合には、監事が組合を代表する。

(定款その他の書類の備付け及び閲覧)

第三十二條 理事は、定款、規約、総会の議事録及び建設省令で定める事項を記載した組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員又は組合の債権者は、いつでも前項に規定する書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧)

第三十三條 理事は、通常総会の会日の一週間前までに財産目録、貸借対照表、事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 前条第二項の規定は、第一項の

書類について準用する。

(会計帳簿等の閲覧)

第三十四條 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(民法及び商法の準用)

第三十五條 民法第五十二條第二項及び第五十三條から第五十六條ま

での規定は理事について、同法第

五十九條の規定は監事について商法第二百五十四條第三項、第二百五十四條ノ二及び第二百五十八條第一項の規定は役員について準用する。

(総会の招集)

第三十六條 理事は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

第三十七條 理事は、必要があるときは、臨時総会を招集することができる。

2 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求があつた日から三週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

第三十八條 理事の職務を行なう者がないとき、又は前条第二項の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

(総会招集の手続)

第三十九條 総会招集の通知は、少なくとも会日の一週間前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を示し、定款で定める方法に従つてしなければならない。

(総会の議決事項等)

第四十條 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 規約の設定、変更又は廃止

三 毎事業年度の事業計画及び収支予算の決定又は変更

四 その他定款で定める事項

2 定款の変更は、建設省令で定めるところにより、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第十九条第三項及び第二十条の規定は前項の認可について準用する。

(総会の議事等)

第四十一条 総会は、総組合員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定めのある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数ときは、議長が決するところによる。

3 議長は、総会において選任する。

4 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

(特別の議決)

第四十二条 次の事項は、出席者の議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更

二 解散

三 組合員の除名

(民法及び商法の準用)

第四十三条 民法第六十四条並びに商法第二百三十九條第三項及び第二百五項、第二百四十條第二項、第二百四十三條、第二百四十四條、第二百四十七條から第二百五十條まで、第二百五十二條並びに第二百五十三條の規定は、総会について

準用する。この場合において、民法第六十四条中「第六十二條」とあり、又は商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「防災建築街区造成法第三十九條」と、同法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「防災建築街区造成法第四十二條」と読み替へるものとする。

第六節 監督

(届出等)

第四十四条 組合は、設立の登記をしたときは、その日から二週間以内に、その旨を建設大臣に届け出なければならぬ。主たる事務所を移転したときも、同様とする。

2 組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から一月以内に、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び収支決算書を建設大臣に提出しなければならない。

(報告及び検査)

第四十五条 建設大臣は、この法律の適正かつ円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、組合に対して、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、組合の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(警告等)

第四十六条 建設大臣は、組合の運

営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認めるときは、その組合に対して警告を発し、それによつてもなお改善されないとき認めるときは、次の各号の一に掲げる処分をすることができ、

一 業務の一部の停止

二 設立の認可の取消し

建設大臣は、前項に規定する処分をする場合には、関係市町村長の意見をきかなければならない。

第七節 解散及び清算

(解散)

第四十七条 組合は、次の場合には、解散する。

一 総会において解散の決議をした場合

二 破産した場合

三 定款で定める存立時期が満了した場合

四 定款で定める解散の原因となる事実が発生した場合

五 設立の認可を取り消された場合

合

2 解散の決議は、建設省令で定めるところにより、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第二十條の規定は、前項の認可について準用する。

(清算事務)

第四十八条 清算人は、就職の後、遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作成し、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

第四十九条 清算事務が終わつたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作成し、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第五十条 民法第七十三条から第七十六條まで及び第七十八條から第八十三條まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四號)

第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三十五條ノ二十五條第二項及び第三項、第三百三十八條、第三百三十七條前段、第三百三十八條並びに第三百三十八條ノ三の規定は、組合の解散及び清算について準用する。

第八節 補則

(組合への加入の勧告等)

第五十一条 都道府県知事又は市町村長は、組合の申請があつた場合において、災害を効果的に防止し、かつ、土地の合理的利用を図るため必要があると認めるときは、組合員たる資格を有する者に対して組合への加入を勧告することができ、

2 都道府県知事、市町村長又は組合は、組合の地区内の土地又は建物について権利を有する者の間に紛争があるため組合に加入することができない者があるときは、当事者の間の権利関係の調整について、あつせんを行なうことができる。

(建築協定のあつせん)

第五十二条 組合は、土地の所有者及び借地権者が建築基準法第六十九條に規定する建築物に関する協

定をすることをあつせんすることができ、

(不服の申立て等)

第五十三条 この章の規定による建設大臣の処分(第六十條の規定により建設大臣の権限の一部が都道府県知事に委任された場合)には、当該都道府県知事の処分)に不服のある者は、その処分があつた日から三十日以内に建設大臣に対して不服の申立てをすることができ、

2 前項の規定による不服の申立てがあつたときは、建設大臣は、その不服の申立てを受理した日から三十日以内に文書をもって決定しなければならない。

3 訴願法(明治二十三年法律第百五號)第十二條の規定は、第一項の規定による不服の申立てについて準用する。

第三章 地方公共団体が施行する防災建築街区造成事業

第五十四条 都道府県又は市町村は、みずから必要な権利を取得し、又は関係権利者の委託を受けて、防災建築街区造成事業(防災建築街区において行なう防災建築物及びその敷地の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業をいう。以下同じ)を施行することができる。

第五十五条 都道府県又は市町村が、防災建築街区内の地上階数三以上の耐火建築物を建築する者がない部分(現に地上階数二以下の耐火建築物がある部分で、防災建

築街区における防災の効果著しく害するおそれがないと認められた部分を除く。で次の各号に掲げる条件に該当する土地の区域につき、当該区域内の土地の所有者、その土地について借地権を有する者（その者がさらに借地権を設定しているときは、その借地権の設定を受けた者）及びその土地にある建築物について借家権を有する者（その者がさらに借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けた者）の総数の三分の二以上の申出に基づいて施行する防災建築物造成事業については、公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律（昭和三十六年法律第 号。以下「市街地改造法」という。）第二章（第十七条第二項及び第五節を除く。）、第三章（第六十四条から第六十七条までを除く。）及び附則第二項の規定を準用する。この場合において、同法第十三条第一項中「都市計画事業として決定された」とあるのは、「事業計画の認可を受けた旨の公告があった」と読み替えるほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

一 当該区域内に建築基準法第三十九條第二項の規定に基づく条例の規定又は同法第六十一条の規定に適合しない建築物が当該区域内にある建築物の合計戸数の四分の三以上あり、かつ、これらの建築物が密集しているため災害の発生のおそれ著しいこと。

二 当該区域内にあるもっぱら居住の用に供する建築物の建築面積が当該区域内にある建築物の建築面積の合計の合計の四分の一以下であること。

三 当該区域内における防災建築物造成事業の完成が、当該都市における災害の防止及び都市機能の向上に著しく貢献するものであること。

2 建設大臣は、前項の規定により準用する市街地改造法第十八条の規定により事業計画又はその変更について認可する場合においては、あらかじめ、都市計画審議会の意見をきかなければならない。

第四章 国及び地方公共団体の援助

（地方公共団体の補助）

第五十六条 都道府県又は市町村は、防災建築物街区において防災建築物の建築を行なう者に対して、これに要する経費の一部を補助することができる。

（国の補助）

第五十七条 国は、都道府県又は市町村が前条の規定により補助金を交付し、又はみずから防災建築物街区において防災建築物を建築する場合に、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。

（技術的援助の請求）

第五十八条 防災建築物街区において防災建築物を建築しようとする者又は防災建築物造成組合は、都道府県知事及び市町村長に対し、市町村は建設大臣及び都道府県知事に対し、都道府県は建設大臣に対し、

し、防災建築物の建築又はその敷地の整備のため、それぞれ防災建築物の建築又はその敷地の敷地に關し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

（固定資産税の軽減）

第五十九条 第五十六条の規定による補助に係る防災建築物に対して課する固定資産税については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六條第二項の規定の適用があるものとする。

第五章 雑則

（権限の委任）

第六十条 この法律（第五十五条第一項において準用する市街地改造法を含む。以下同じ。）又はこの法律に基づく政令の規定により建設大臣に属する権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

（政令への委任）

第六十一条 この法律に特に定めるもののほか、この法律によりなすべき公告の方法その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

（罰則）

第六十二条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第五十五条第一項において準用する市街地改造法第七條第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

二 第五十五条第一項において準用する市街地改造法第八條第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けずに障害物を伐除した者又は都道府県知事の許可を受けずに土地に試掘等を行なつた者

三 第五十五条第一項において準用する市街地改造法第十三條第四項の規定による命令に違反して、土地の現状回復をせず、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しなかつた者

第六十三条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十九條第一項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第五十五条第一項において準用する市街地改造法第十一条第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識を移転し、除却し、汚損し、又は損壊した者

三 第五十五条第一項において準用する市街地改造法第十五條の規定による命令に違反して、建築物、工作物その他の物件を移転せず、又は所有者に引き渡さなかつた者

第六十四条 第四十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした組合の役員又は職員は、一万円以下の罰金に処する。

第六十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他

他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關し、前三條の違反行為をしたときは、行為者は罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

第六十六条 次の各号の一に該当する場合に、その違反行為をした組合の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 第七條第一項の政令に違反して登記することを怠つたとき

二 第十八條第六項、第二十三条若しくは第四十三条において準用する商法の規定又は第五十条による公告をせず、又は不正の公告をしたとき

三 第二十七條又は第四十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

四 第三十二条、第三十三条又は第三十四条後段の規定に違反したとき

五 第四十条第二項又は第四十七条第二項の規定による認可の申請の際提出すべき書類に虚偽の記載をして提出したとき

六 第四十四条第二項の規定による書類を同項に規定する期間内に提出しなかつたとき

七 定款、財産目録、貸借対照表、事業報告書、収支決算書又は議事録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき

第六十七条 第六條第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
(名称の使用制限に関する経過規定)
- 2 この法律の施行の際現に防災建築街区造成組合という名称を用いている者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、第六条第二項の規定は適用しない。
- 3 耐火建築促進法(昭和二十七年法律第六十号)は、廃止する。
- 4 旧耐火建築促進法(以下「旧法」という。)第五条、第六条又は第十一条の規定によつてした補助及びその補助に係る耐火建築物に關しては、なお従前の例による。
- 5 この法律の施行前一年以内に制定された旧法第七条第二項の政令により定められた区域内における耐火建築物の建築に關しては、この法律の施行の日から一年間は、なお従前の例による。
- 6 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
(登録税法の一部改正)
第十九条第二十一号ノ二中「市街地改造事業」の下に「又ハ防災建築街区造成法第五十五条第一項ノ規定ニ依ル防災建築街区造成事業」を加える。
- 7 建設省設置法(昭和二十三年法律第十三号)の一部を次のように改正する。
(建設省設置法の一部改正)
第三条第二十二号の二中「耐火建築促進法(昭和二十七年法律第六十号)」を「防災建築街区造成法(昭和三十六年法律第...号)」に改める。
- 8 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。
(住宅金融公庫法の一部改正)
第三十七条第八項を次のように改める。
公庫は、第一条第三項に掲げる目的を達成するため、相当の住宅部分を有する中高層耐火建築物を建設する者又は防災建築街区造成法(昭和三十六年法律第...号)第二条第三号に規定する防災建築街区区内において相当の住宅部分を有する同条第二号に規定する防災建築物を建設する者に対し、その建設に必要な資金の貸付けの業務を行なう。
- 9 住宅金融公庫は、昭和三十七年三月三十一日までは、前項の規定による改正前の住宅金融公庫法第十七条第八項の規定の例により、この法律の施行の際現に指定されている防火建築帯の区域内において建築物を建設する者に対し、その建設に必要な資金の貸付けをすることができ、
附則第八項の規定による改正前の住宅金融公庫法第十七条第八項の規定(前項の規定によりその例による場合を含む。)以下附則第十二項において同じ。)により防火建築帯の区域内において建築物を建設するため必要な資金の貸付けを受けた者の当該貸付けに關しては、なお従前の例による。
- 10 附則第八項の規定による改正前の住宅金融公庫法第十七条第八項の規定(前項の規定によりその例による場合を含む。)以下附則第十二項において同じ。)により防火建築帯の区域内において建築物を建設するため必要な資金の貸付けを受けた者の当該貸付けに關しては、なお従前の例による。
- 11 地方税法の一部を次のように改正する。
(地方税法の一部改正)
第七十三条の六第二項中「又は耐火建築促進法(昭和二十七年法律第六十号)第十五条の規定によつて耐火建築物の一部の所有権をもつて損失を補償された場合」及び「又は当該耐火建築物の一部の取得」を削る。
第七十三条の十四中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第三十一条第一項」の下に「(防災建築街区造成法(昭和三十六年法律第...号)第五十五条第一項において準用する場合を含む。)」を、
「第四十一条第一項」の下に「(防災建築街区造成法第五十五条第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同条中同項を第六項とし、第八項を第七項とし、同項の次に次の一項を加え、第九項を削る。
- 8 住宅金融公庫法第十七条第八項の規定により資金の貸付けを受けて防災建築街区造成法第三条の規定に基づき指定された防災建築街区の区域内に防災建築物(同法第二条第二号に規定する防災建築物をいう。以下本条及び第七十三条の二十七の三において同じ。)である家屋を新築した場合における当該家屋の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、住宅金融公庫法第二十条第七項の規定により住宅金融公庫の定めるところによつて算出した防災建築物と木造の建築物との單位面積当りの標準建設費の差額に政令で定める率を乗じて得た額に当該家屋の床面積の合計を乗じた額を価格から控除するものとする。第七十三条の二十七の二の次に次の一項を加える。
(防災建築街区造成組合の取得に對して課する不動産取得税の納税義務の免除等)
第七十三条の二十七の三 道府県は、防災建築街区造成組合(以下本条において「組合」という。)が、防災建築街区造成法第九条第二項の規定に基づき防災建築物の敷地を取得し、又は防災建築物を新築した場合において、当該不動産の取得の日から六月以内に当該組合の組合員に当該不動産を譲渡したときは、当該組合による当該不動産の取得に對する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。
- 2 前条第二項から第五項までの規定は、組合が防災建築物に係る不動産を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及び当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第四項中「当該譲渡担保権者」とあるのは「当該組合」と読み替へるものとする。
- 12 旧法第五条又は第十一条の規定に基づく補助金の交付を受けて家屋を新築し、又は増築した場合及び附則第八項の規定による改正前の住宅金融公庫法第十七条第八項の規定により資金の貸付けを受けて耐火建築帯の区域内に家屋を新築した場合における不動産取得税の課税標準の算定については、なお従前の例による。
- 13 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
(租税特別措置法の一部改正)
目次中「第六節 その他の特例(第四十一条の七)」を「第六節 その他の特例(第四十一条の七、第四十一条の八)に改める。
第三十一条第一項第一号中「以下次条」を「防災建築街区造成法(昭和三十六年法律第...号)第五十五条第一項において準用する場合を含むものとし、以下次条」に改める。第三十二条第一項第三号中「市街地改造事業」の下に「又は防災建築街区造成事業」を加える。
第二章第六節第四十一条の七の次に次の一項を加える。
(防災建築補助金の総収入金額不算入)

行ないたいと存じます。なお、時間の都合上、参考人各位の御意見の開陳はお一人十分程度にお願いいたします。それでは、石原参考人からお願ひいたします。石原君。

○石原参考人 私、業界で十数年、この二十四年に施行された建設業法の施行下において業を営んだのでございしますが、建設業法が施行せられて以来、業界としては立法の趣旨が逐次徹底してきて、その間非常な変化を遂げておりますために、業法が早く、もう少し業態に合うようになってもらいたいということは、みんなが希望しているところでございます。

特に今度の法案で一番大きな問題として出ております登録制の問題等につきましては、私どもとしては、できるだけその要件が充実して、それに即応する行政施策が徹底的にそれに付随してうまく行なわれるということが、非常に長年の希望でございます。今回の業法の一部改正は、おそろしく大多數の業者のこれらの希望を満たすために、最大公約数の条件のもとに一応の要件を整備するということが、なったものと存じます。このことは、業法が、業界の伸展に伴う要請に対して、ある程度形式的にそれに即応するというような体制をとって下すたということに了解いたしましたして、この方向が全体の業界の進歩発展のために、いい方の面にはつきりと一歩踏み出すということになってきたというを感じてございまして、まことにうれしく存ずる次第でございします。要は、なおなお今後業界のあり方等もよくせなければなりませんし、それに即応する法制がもう少し前進的なものになっていただきたいと

考えておる次第でございます。

あと、その他のことにつきまして、なおお尋ねがございすれば申し上げたいと思ひます。要は、いろいろな、経営の合理化でございますとか、その他の問題もございすので、これらの合理的運用等もあわせて考えます場合に、業法の施行にあたりまして、運用において十分いろいろの点で御考慮をいただく点が多々あるのじやないか、こう考へる次第でございす。おおよね建設業法の今回の改正につきましては、私個人といたしましては、まことにけっこうなことだと考へておる次第でございす。

○加藤委員長 ありがとうございます。

辻参考人。

○辻参考人 私は、中小業者といたしまして、昭和四年以来営業をやつておるものでございす。その間、幾多の変遷を経まして、昭和二十四年に業法が制定されて、その当時から今日の業界の伸展を見ますと、非常に加速度にわれわれの業界が伸びておるのでございます。伸びておりますという事は、経済の成長もございすし、また機械化の伸びもございすし、うし、国家経済といしましてわれわれがになう使命はまことに大であると思ひます。当時の業法の制定から見れば、非常に今日はあらゆる産業面で進歩しておりますと同時に、公共性の事業も多分になつたと、かように考へておる次第でございす。

そこで、当時の業法の制定の趣旨を見ますと、まことに微弱な問題でございまして、今日の状態では、もはやこの公共性から割り出して非常に

われわれ業界は責任を感じている次第でございます。そこで、機械化その他のあらゆる技術面に即応いたしまして、われわれといたしましては、いまだ一步国家の責任においても少し飛躍した業法が制定されることを望んでおつたのでございす。幸い今日のこの業法を見ますと、非常に政府当局並びに関係当局の御理解ある御提案によりまして、満点とは申し上げられませんが、これは中小業者にとりまして一歩成長するものでないか、かように考へている次第でございす。かように考へる次第でありますから、この法案につきましては、われわれ中小業者の代弁者として満腔の敬意を表する次第でございす。

それから、後にいろいろの問題があると思ひますが、それは細則その他にいろいろうたつてあるのでございす。私からは申し述べる必要はないと思ひますが、御質問でございすれば、わかつております範囲内におきましてお答えをいたしたいと思ひます。簡単ではございすが、一応これで終わります。

○加藤委員長 ありがとうございます。

次に中村参考人。

○中村参考人 私は、戦後昭和二十二年ごろから、主として建築方面を中小企業の規模で経営しているものでございすが、業界の経験も浅く、また業者の団体などとの関係もほとんどありませんし、またこの業界との接触もきわめて限られておりますので、本日ここに申し上げるのは、全く私身辺の立場から見た感想でありまして、はたして御参考になるかどうか。また、た

だいまお二人から御意見が出ました。が、私、表現は違ひますけれども、結果においては大同小異のところに落ちつくものと存じております。なお、参考資料はいただきまして拝読いたしました。また、二、三の点につきましては関係の方からお話を承つたのでありますが、いづれにしても、具体的ことは政令に譲られ、また行政解釈にまかせられておりますので、本日申し上げますことはきわめて抽象的の申しますか、上すべりのことに終わるほかないと存じております。

従来、この業界規制の一方として、あるいは免許制、あるいは登録制といったような問題が論ぜられていたことは、うすうす存じておりましたけれども、私自身としましては、日常の営業上の切実な問題に忙殺されて、あまり身近に感ぜず、これに對して研究したこともございせん。ただ、漠然たる私の感じとしては、やはりかような問題は、建設業者を含めた中小企業全般の立場から結論を出すべきものである。それでなくては、一つの規制方法によつて解決するという事は非常に困難ではないかというやうな感想を抱いておりました。今回、そういう登録制あるいは免許制に変わる過程、あるいはそれに至る道程と申しますか、その方法として現行の登録制度の整備が行なわれておりますが、私の感想としては、前進といつても、ほんの一步の前進であるし、いわば最小限度のものであらうと思ひます。前進といへば前進といへまじう。ただ問題は、法律の文句に現われております総合工事業者の登録要件としての資格、「指導監督的な実務の経

験又は業務管理の責任者としての経験」という文句がありますが、この範圍をどういふようにワクを作るのかというところが、やはり業者には相当重大な関係があると思ひます。しかし、これはすべて今後の行政解釈にまかせられておりますから、これにつきましては適切な法律解釈ができることを希望いたしております。

それから、その次の改正事項として、経営事項の審査と申しますか、いわゆる業者の格づけというものが今度法制度化されておる。これは現在も事實上ある方法で行なわれておるのでございすが、大きな、世間に名の通つておる人はともかく、われわれ微弱なものは、いわゆるお役所の格づけをいまだく次第でありますから、非常に重要な関係があります。しかし、この格づけが公正にかつ妥当に行なわれるかどうかという事は、主として審査項目、またこの基準のきめ方がなかなか困難と思ひます。これはどうなるかという事であります。これまた将来の問題であります。それで、われわれとしては、この項目及び基準が適切にきめられ、それが公表せられ、またその審査の結果も公表せられるべきだ、こういうやうに感じております。

それから、今度は団体以外に、業者に対する個別指導と申しますか、個々の業者に対する指導、助言、勧告というものがうたわれております。これもお手薄なお役所の方で、大ぜいの業者に対して、はたして個別指導が実効があるかどうかはわかりませんが、妥当に行なわれるならばきわめてけっこうなことであらうと思ひます。

見ましたところとしては、現在行なわれておるやうなことを法制化するといつたやうな方面が強く、また文句の割に実質的な変動が少なく、ある意味においては非常に慎重な改正であるし、ある意味においては非常に重要な、実質的な、大幅な変更をたらしておらぬやうな感じもいたします。しかし、結局、それは最後はどういう意見かと言われれば、現在のこの法律改正事項としては、中小企業の立場から見ても別に困るやうなところはございせん。賛成かといへば賛成であります。しかし、要は、先ほど申しましたやうに、今後きまる政令事項または行政解釈が妥当にきめられ、それが適当に運用せられていくところ、に条件があると思ひます。はなはだ、ななでありまして、われわれ業者といたしましては、ことに最近、日常の切実な営業上の問題に忙殺されております。たとえて二、三の項目を申し上げますれば、機械化に伴う設備投資の問題、それに伴う長期信用、あるいは建設労働者の組織、あるいは待遇の問題、あるいは公共工事の工事費の適正化の問題、いろいろの身近の問題があらまじ、法律事項に現われておりますことはむろん重要なことだと思ひますが、やはりこれは中小企業対策の全般の一環として動いていき、また全般の方向に向かつて業法の改正が行なわれていくといふことを希望いたします。これは私個人のほんとうの、先ほど申しましたやうな一個の中小企業、それも事業経験も薄く、世間の接触も少ない者がお招きを受けて、率直に感じを申しただけでございす。

○加藤委員長 以上で意見の開陳は終
わりました。

参考人に対する質疑を行ないます。

石川次夫君。

○石川委員 大へんお忙しいところを
わざわざおいでいただいて、恐縮であ
りますが、まず石原さんに伺いたい
であります。御三人の方にそれぞれ伺
いたいと思いますが、こういう仕事を
独立して始められてからどのくら
いの年数になつてゐるか、従業員がど
のくらいになつてゐるか、株式会社
ですから、法人組織になつてゐるわけ
ですが、資本金の関係、それを一応伺
いたいと思ひます。

○石原参考人 会社の創立は昭和二十
三年でございますから、ちょうど十何
年かになります。それから資本金は三
千万円、従業員は百十四名、これはホ
ワイト・カラーでございます。

○石川委員 それで、石原さんの御意
見の中でこの法案は結果的には賛成、
けつこうである、ただ、運用の点から
注意すべき点が多いということをお
しやつたわけですが、運用の点で、何
か特に御希望の点があれば、一つお知
らせ願ひたいと思ひます。

○石原参考人 業者の格づけの問題、
それからやはり、私どもの所属します
建設業団体の規制の問題、そういうよ
うなものが、運用上かなりいろいろ問
題があると思つてございます。た
だ、大休今までの十年の建設業法の歴史
もございまして、これはおそくす
べてにおいて一歩ずつ整備され、前進
されるものであると思つております。

○石川委員 次に辻さんに伺ひたいの
です。今、石原さんにお伺ひしたと同

じようなことで、経験と年数と資本金
というのを、大へん失礼でございます
が、一応お伺ひします。

それから、先ほどおしやられました
中で、満点とは言えないけれども、
中小企業者にとっては賛成であるとい
う御意見の開陳があつたわけですが、満
点とは言えないけれどもおつしやい
ますが、しからば、その満点のために
特に御意見があれば伺ひたいというこ
とが一つ。それから、特に中小企業者
にとつてということをお聞きするわけ
ですが、この法案が特に中小企業者
にとって有利であるといふことが、必要
な法案であるといふことになつておる根
拠といふことが、それを一つお知らせ
願ひたい。

○辻参考人 個人営業といつたしまし
て昭和四年に設立いたしました。昭和
二十一年に株式会社として法人組織に
なりました。資本金は二千万円でござ
いまして、ホワイト・カラーは六十名
でございます。

それから、この問題は満点とはい
ないと申し上げましたことは、現状に
おきましてわれわれ業者から考へてみ
ますと、まだこの法案は手ぬるい
じやないかという感じがいたしま
す。と申しましたことは、要する
に、先ほど来申しました通り、公共事
業が非常に多くなつて参りました。そ
して、社会の福祉に貢献する事業だ
と、私はかように考へております。そ
こで、この技術の面その他におきま
しても、詳細に見ますときに、一名程度
というだけでは非常に不足じやないか
というように考へております。少なく
とも、もう二、三名以上は必要ではな
いかという考へ方をいたします。それ

は、われわれの形態といつたしまして、
一人やそこらでは、なかなかこの公共
性の事業に対応していくことはでき得
ない。一つの仕事をやりまして、ほん
とくに責任を感じて施工いたしますな
らば、二名、三名が一仕事においても
必要でないか、かように私、考へてお
る次第でございます。そこで、こうい
つた面の方にやはり何らかの対策を考へ
て、そうして貢献するようにしなければ
ならぬというように思ひましたの
で、この法案はその点において満点で
ない、かように考へた次第でございま
す。

それからもう一点は、失礼でござい
ますが……。

○石川委員 中小業者ということの特
におしやられた……。

○辻参考人 中小業者といつたしまし
て、こういふ法案で規制されまし
て、そうして経営の合理化その他の問
題に指導を待つことが非常に多いので
あります。といふことは、技術の面
並びに事務の面に非常に人員が欠乏し
ております。そこで、時代に対応する
ような指導強化並びに監督、あらゆる
経理面に対する講習その他の面がこれ
によつて行なわれまして、そうして得
るところが非常に大きいのではない
か。大企業がそういつた人員が整備完
成されている。かように考へますか
ら、私はさように申し上げたのであり
ます。

○石川委員 ありがとうございまし
た。では、その次の大和建設さん。

○中村参考人 私の方は昭和二十二年
の設立でありまして、払込資本金は五
千三百万円でありまして、それから、従
業員は、本年の新規採用を入れました

百五十名であります。主力工事は住宅、
ことに鉄筋アパートを主力工事として
おります。

○石川委員 それで、大和建設さんに
ちよつと伺ひます。資格の問題で、こ
の中に指導管理の経験のある者という
ことが一つの条件になつております。
それについて、この指導管理の経験と
いふふなことは、これは非常に自然
としてゐるのではないか。これをばつ
きりさせなければ、ほんとうの資格条
件の基準としては不十分ではないかと
いう御意見があつたと思つたのです。そ
れなら、何か特にここでもつて、はつ
きり具体的に示す方法を、私見として
大和建設さんの方でお考えになつてい
るところがありまして、一つお知らせ
を願ひたいと思ひます。

○中村参考人 これは私、ちよつと承
りましたところでは、指導監督という
のは技術的方面のものだ、業務管理の
責任者というものは経営的のものだ、
というふうに分りました。それで、現
在この建設業を営んでおりますものは
大体会社組織であります。また、会社
組織でなくとも、大体的にゆるい部課組
織を持つております。部長とか課長と
か現場主任とか、いろいろな職名もあ
ります。これを適切に押えるに
は、現在の土建業の部課組織を基礎に
して、それによつて適当に押えていた
だく。しかし、これも大きな会社と小
さい会社とは、どちらかといへば、小
さい会社の方がつまらぬ人間が一人で
全般的な仕事をしておるし、大きな会
社では専門的な仕事をしておつて、担
当関係は狭くても、十分な能力を持つ
てゐるというふうな点もあります。
で、なかなか部課組織だけでは押えら

れないかもしれませんが、現在の部課
組織は大體共通しておりますから、こ
れを基礎として、一つ具体的に列挙す
るようなこともなさつて、適切に
やつていただいたら、というふうなこ
とを感じました。

○石川委員 大へんけつこうな御意
見、ありがとうございました。
それで、実は法案のよりよき完成の
ために、歯にきぬを着せないでさつ
ぱらんに申し上げたいと思ひますけれ
ども、実はこの法案を作ると、これに
よつて非常に整理が促進され、ある一
定の方向づけが促進されるであらう
というふうな利点はだれも認めるだろ
うと思ふ。ただ問題は、皆さん方にお
いでいただいて大へん恐縮でございま
すけれども、実は皆さん方以下のもつ
と小さな業者が、これによつて指名か
らはずされて、仕事が少なくなつてし
まうのではないか。御承知のように、
日本では建設業の關係で業者が非常に
多過ぎるわけだ。これに一定の指導
方向を見出すために登録制度を設け
た。その後、昔はそう言つちや、なん
でございまして、請負業者といふもの
は、相対的に地位があつたやうなもの
が、最近では土建業として相当成長し
てきたといふことは、まぎれもない事
実だと思つてゐます。そういう点は認め
られますけれども、それでも、現実には
確かに業者が多過ぎるわけでありま
す。皆さん方よりもさらに小さい、皆
さん方が中小業者とすれば、いわゆる
零細業者という方が多いので、これに
よつて登録はしても、仕事の方は別に
変えないといふことは明記はしてある
のでございましてけれども、しかし、や
はり業種別の登録を整理し直すことに

よって、指名の場合の一つの目安がまた細分されるということになりますと、零細業者がさらに仕事にありつく機会が少なくなるのではないかと懸念が出てくる。そういう点に対する御意見、これはどなたでもけっこうでございます。それから、ついでに、これは大へん古いことで恐縮なんですが、私はもう四年ぐらい前になりますか、私は地方におったわけでございますけれども、一級国道を、それまでは県が大体仕事をやっておったわけです。これは一つの例として申し上げます。ところが、一級国道というものは日本の産業の幹線という意味で、県ごとに仕事をまかしておったものではございません。それから、仕事も非常におくれてしまふ。これは同でもって積極的に、一貫的にめんどろを見なければならぬということ、直轄工事にしたという、その方向は非常にいいと思う。これは否定できない。ところが、これをやっただけに、いわゆる県の指名業者はそこからはずされてしまつて、建設省の指名業者の方に仕事が行したという点で、地方の業者はそれによつて国道の仕事からもポイントをされるという結果になるという点で、非難が出たわけです。非難が出て、国策全体から見ればやむを得なかったという見方もあるわけですが、そういう点について、皆さん方どうお考えになつておるか。これは大へん古い話なんですけれども、そういうこととかね合ひで、今度またこういうように整理をしていくということは、非常にけっこうなのであるけれども、指名業者の中で細分化されていきますと、また零細業

者が別な意味で仕事からあふれてしまふのではないかと、というような心配を私たちは感ずるわけであります。一つは、御承知のように、自民党、社会党を問わず、格差をなくそうということは、今度の政治の一つの大きな方向になつてゐるわけです。こういう法案をきめて、非常にいい方向だと思ひますけれども、これによつてそういう格差を是正する方向じゃなくて、何か格差を広げてしまふという方向にいく危険性がないかどうか、という点についての御意見を率直に伺ひたいと思ひます。

○辻参考人 それでは、私、過去の経験から、お役所の段階におきましてこの指名方法につきまして、ちょっと申し上げたいと思ひます。細則その他の方法によりまして、入札の合理化制度というものがございまして、これは業者の資本金、その他年間の施工実績というものにおきまして、五段階、あるいはそれ以下六段階、七段階の階層が設けられておると思ひます。それから、今おっしゃいましたような零細業者と申しますか、営業を始めた方は経歴もございせんので、そういった五百万円以下の方は、そういった経歴がなくともはいれる。それから、そういった仕事を優秀に完成すれば、現在では倍額程度までは指名に参加することができ得る、かようなことがございまして、それからまた、われわれのような業者、かりにCクラスといいたします。そうすると、Bのクラス並びにAのクラスへも入らしていただくような制度になつてゐると思ひます。今おっしゃったことは古い例でございまして、そういうことがあつたかもしれ

ませんが、最近におきましては、その地域の特殊事情というものを勘案願ひ、かつまた、その地方においている国家として認めておられますところの協同組合法によつて、そういう者が何人か寄つて、そういうAクラスの業者と対等に指名に参加ができ得る、かような制度になつておると私は考へております。そういうことによりましてわれわれはこの仕事を獲得する面におきまして、大業者と大した遜色はないのじゃないか、かように考へております。また、われわれといたしまして、そういう特殊のケースとか、あるいはまた一段階、二段階上の位の入札に参加していただくことによりまして、われわれの営業が薄らぐとかいうようなことは、かように私は考へております。御参考までに申し上げます。

でございまして、しかし、そういう感想を抱きましたのは、今度の審査は主観的事項ではなく、主として客観的事項で行なわれます。それで、この審査のデータが正しいかどうかということは、客観的事実が正しいかどうかという点によるのでありまして、これは主として業者の申し入れによると思ひます。これを一々お役所の方で、各個の業者についてお調べになればなおりますが、数が多いから、おそらくそういうことはできぬので、結局、客観的事実というものは、事実上、業者の申告によるということになると思ひます。そういういたしますと、やはりその結果をみんな並べてみる。たとえば、例の税金などは、みんな申告をする。それを税務署が詳しく調べる。そして、所得税というものは、税収を公表するという意味もあるし、また事実上、国税庁あたりではいろいろ公表しておるといふようなことと考へ合わせまして、やはり業者のランキングといふことを公表すべきであるといふことは、これを正しい方に導いていく一つの方法ではないかといふことを、私個人として感じた次第でございまして、よろしければ、もう一つ、先ほどの格差のことで、ほんの一言だけ意見を申し述べさせていただきます。大、中といふ業者がございまして、ここにその間の格差の縮小といふことはけっこうであります。しかし、事実問題として、現在現われておるのはどういふことかと申しますと、第一は、従業者の待遇、給料というものが、中小企業も大企業の方に引きつけられて高くなつていくという傾向が顕著に現われておりま

す。それから、建設労働者の待遇が、大企業が使う者も中小企業が使う者も、どうしても同一の待遇をしなければならぬといふことです。私の小さな会社の経験としまして、昨年の秋には労働者の、主として現場労働者の賃金の引き上げをやりましたし、また本年は社員の賃金の引き上げをやりました。そうやりませんと、安定ができなおります。それで、格差の縮小といふものがどういふふうになつていくか知りませんが、当面の問題として、一番苦しい立場におるのは中ぐらゐの業者ではないか。まあ、よそのことを存じませんけれども、自分を中心として見ればそういうふうに感じております。一方、工事関係から見まして、大企業のもとはほとんど五割以上も随意契約のもので、われわれ小さいところの業者は、ほとんど全部競争入札で仕事をする。一方、コストの方はだんだんと高くなつていくといふので、ほかのことは存じませんが、とにかくわれわれは大いに苦しいといふことであ

○山中(日)委員 山中日露史君。先ほどの御意見によりまして、中央建設業審議会の審査の結果を公表すべきである、こういう御意見でありまして、今度の改正案によりまして、注文者から要求のあつた場合においては、その審査の結果を通知することができることになつておつて、公表ということではないわけです。特にあなたは公表すべきであるといふことを主張される、その理由をお聞きしたいのです。

○中村参考人 先ほど申しましたように、審査事項と審査基準は公表されるに聞いておりますが、結果の方は本人に通知だけで、公表というものはございせん。私が申ししたのは、希望

○山中(日)委員 現在の建設業法でいけば、一件五十万円以下の業者は登録しなくてもいいということになつておるのですが、最近何か建設業界の中で、一件百万円ぐらいまで限度を上げたらどうか、こういう意見があるやに私ども聞いておるのです。そういう点について、何か御意見があれば、一つお伺ひしたいと思ひます。

○中村参考人 それは、私、別に意見はありませんが、最近一件当たりの工事価格というのが次第に向上して参る傾向がございまして、官庁や、たとえば公

○辻参考人 それでは、私、過去の経験から、お役所の段階におきましてこの指名方法につきまして、ちょっと申し上げたいと思ひます。細則その他の方法によりまして、入札の合理化制度というものがございまして、これは業者の資本金、その他年間の施工実績というものにおきまして、五段階、あるいはそれ以下六段階、七段階の階層が設けられておると思ひます。それから、今おっしゃいましたような零細業者と申しますか、営業を始めた方は経歴もございせんので、そういった五百万円以下の方は、そういった経歴がなくともはいれる。それから、そういった仕事を優秀に完成すれば、現在では倍額程度までは指名に参加することができ得る、かようなことがございまして、それからまた、われわれのような業者、かりにCクラスといいたします。そうすると、Bのクラス並びにAのクラスへも入らしていただくような制度になつてゐると思ひます。今おっしゃったことは古い例でございまして、そういうことがあつたかもしれ

でございまして、しかし、そういう感想を抱きましたのは、今度の審査は主観的事項ではなく、主として客観的事項で行なわれます。それで、この審査のデータが正しいかどうかということは、客観的事実が正しいかどうかという点によるのでありまして、これは主として業者の申し入れによると思ひます。これを一々お役所の方で、各個の業者についてお調べになればなおりますが、数が多いから、おそらくそういうことはできぬので、結局、客観的事実というものは、事実上、業者の申告によるということになると思ひます。そういういたしますと、やはりその結果をみんな並べてみる。たとえば、例の税金などは、みんな申告をする。それを税務署が詳しく調べる。そして、所得税というものは、税収を公表するという意味もあるし、また事実上、国税庁あたりではいろいろ公表しておるといふようなことと考へ合わせまして、やはり業者のランキングといふことを公表すべきであるといふことは、これを正しい方に導いていく一つの方法ではないかといふことを、私個人として感じた次第でございまして、よろしければ、もう一つ、先ほどの格差のことで、ほんの一言だけ意見を申し述べさせていただきます。大、中といふ業者がございまして、ここにその間の格差の縮小といふことはけっこうであります。しかし、事実問題として、現在現われておるのはどういふことかと申しますと、第一は、従業者の待遇、給料というものが、中小企業も大企業の方に引きつけられて高くなつていくという傾向が顕著に現われておりま

○中村参考人 先ほど申しましたように、審査事項と審査基準は公表されるに聞いておりますが、結果の方は本人に通知だけで、公表というものはございせん。私が申ししたのは、希望

○山中(日)委員 現在の建設業法でいけば、一件五十万円以下の業者は登録しなくてもいいということになつておるのですが、最近何か建設業界の中で、一件百万円ぐらいまで限度を上げたらどうか、こういう意見があるやに私ども聞いておるのです。そういう点について、何か御意見があれば、一つお伺ひしたいと思ひます。

団あたりで住宅工事をなされるにしても、これはお役所の都合もありまして、今までは百戸単位で出しておつたのが、今度は百五十戸単位で出そうという。だんだん向こうも手数がからぬようにというのか、あるいは何かいろいろありますか、一件当たりの工事単価というものは漸次上昇の傾向にございます。それで、この五十万円というものが、いつきまっただか存じませんけれども、やはり実際にスライドするという意味であれば、自然に引き上げていくものであらう、こういうような感想を抱くわけであります。

○加藤委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位には、長時間御苦勞様でございました。いろいろ貴重な御意見を述べ下され、まことにありがとうございます。委員会を代表し、厚く御礼申し上げます。

○加藤委員長 引き続き政府原案に対する質疑があればこれを許します。

なれば、本案に対する質疑はこれにて終局いたしました。
これにより討論に入るのであります。討論の通告がありませんので、討論を行なわず、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 御異議ないものと認め、さよう決します。

採決いたします。建設業法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○加藤委員長 起立総員。よって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なお、本案議決に伴う委員会報告書の作成並びに提出手続につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 御異議ないものと認め、そのように決します。

○加藤委員長 次会は明日十日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十二分散会

〔参照〕

建設業法の一部を改正する法律案
(内閣提出第五七号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

建設委員会議録第八号中正誤

頁 段 行 誤 正

七三 二 同条第六項 第二十九條第六項

一〇四 三 第二十九條中 第二十九條中
第二十一號 第二十一號

ノ三を第二十一號ノ四とし、第二十一號ノ二

建設委員会議録第九号中正誤

頁 段 行 誤 正

九一 七 治水事業 治水事業

一三一 末か 施工 施工が

昭和三十六年三月十二日印刷

昭和三十六年三月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局